

社債発行届出目論見書

平成19年9月



東日本高速道路株式会社

1. この届出目論見書により行う社債25,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年9月28日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格、利率および申込証拠金等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第四部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

社債発行届出目論見書

発行価格 未定

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第二部 【企業情報】	8
第1 【企業の概況】	8
1 【主要な経営指標等の推移】	8
2 【沿革】	10
3 【事業の内容】	11
4 【関係会社の状況】	15
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	19
1 【業績等の概要】	19
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	32
7 【財政状態及び経営成績の分析】	33
第3 【設備の状況】	36
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	36
2 【道路資産】	40

第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	48
第5 【経理の状況】	51
1 【連結財務諸表等】	52
(1) 【連結財務諸表】	52
(2) 【その他】	89
2 【財務諸表等】	90
(1) 【財務諸表】	90
(2) 【主な資産及び負債の内容】	123
(3) 【その他】	128
第6 【提出会社の株式事務の概要】	129
第7 【提出会社の参考情報】	130
1 【提出会社の親会社等の情報】	130
2 【その他の参考情報】	130
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	131
第1 【保証会社情報】	131
第2 【保証会社以外の会社の情報】	131
第3 【指数等の情報】	135

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月28日
【会社名】	東日本高速道路株式会社
【英訳名】	East Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 啓一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 松田 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 松田 博之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 25,000百万円 (注)一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	東日本高速道路株式会社第2回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 25,000 百万円
各社債の金額(円)	1,000 万円
発行価額の総額(円)	金 25,000 百万円(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
発行価格(円)	未定 (平成 19 年 10 月 4 日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成 19 年 10 月 16 日から平成 19 年 10 月 23 日までの間に決定する予定である。)
利率(%)	未定 (平成 19 年 10 月 4 日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成 19 年 10 月 16 日から平成 19 年 10 月 23 日までの間に決定する予定である。)
利払日	毎年 5 月 30 日及び 11 月 30 日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 20 年 5 月 30 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 5 月及び 11 月の各 30 日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記((注)「14. 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	平成 22 年 9 月 17 日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成 22 年 9 月 17 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記((注)「14. 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定 (申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。) 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成 19 年 10 月 23 日 (注)15
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	平成 19 年 10 月 29 日 (注)15
振替機関・登録機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)(以下「高速道路会社法」という。)の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし
取得格付	1. 取得格付 A A A(トリプルA)(取得予定) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 (平成 19 年 10 月 16 日から平成 19 年 10 月 23 日までの間に取得する予定である。)

(注)

1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用
本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。
2. 社債管理者
株式会社みずほコーポレート銀行
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け
 - (1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号)(以下「機構法」という。)第 15 条第 1 項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第 15 条第 1 項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け(以下「本件債務引受け」という。)が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。
 - (2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱い機構が行うものとする。
 - (3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)6 に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。
 - (4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第 15 条第 2 項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者(ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。))の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - (5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第 15 条第 3 項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。
 - (6) 本件債務引受け後、本(注)4 本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)6 において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。
 - (7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。
 - (8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)5 並びに本(注)10 の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券(以上を総称して、以下「機構債券等」という。)又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかとなるとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務(機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。)について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)6に定める方法による。

8. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に物上担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

10. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めにかたがたしない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

11. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第 676 条第 8 号に掲げる事項について定めのないものとする。

12. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第 740 条第 2 項本文の規定を適用しないものとする。

13. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関・登録機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。

当該需要状況の把握期間は最長で平成 19 年 10 月 4 日から平成 19 年 10 月 23 日までを予定しておりますが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成 19 年 10 月 16 日から平成 19 年 10 月 23 日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成 19 年 10 月 22 日から平成 19 年 10 月 29 日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成 19 年 10 月 16 日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成 19 年 10 月 22 日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	12,500	未定
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号	12,500	
計	-	25,000	-

(注)引受人及び引受金額については、上記のとおり内定しておりますが、引受けの条件を平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 19 日までの間に決定し、平成 19 年 10 月 16 日から平成 19 年 10 月 23 日までの間に買取引受契約を調印する予定であります。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	未定

(注)社債管理者は、上記のとおり内定しておりますが、委託の条件を平成19年10月1日から平成19年10月19日までの間に決定し、平成19年10月16日から平成19年10月23日までの間に社債管理委託契約を調印する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
25,000	44	24,956

(注)上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額24,956百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

なお、かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産 (3)道路資産の建設、除却等の計画」をご参照ください。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受けについて

当社は、高速道路会社及び日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路(注 1)の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第 6 条第 1 項及び機構法第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日に機構との間で締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道 45 号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)の定めによるところであります。機構は、機構法第 15 条第 1 項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産(注 2)が特措法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定により機構に帰属する時(注 3)において機構法第 14 条第 1 項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重畳的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重畳的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第 15 条第 2 項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者(ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第二部 企業情報 第 2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路会社法第 2 条第 2 項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月
営業収益	(百万円)	436,953	866,748
経常利益	(百万円)	16,132	16,799
当期純利益	(百万円)	6,792	9,887
純資産額	(百万円)	111,872	128,333
総資産額	(百万円)	657,787	693,207
1株当たり純資産額	(円)	1,065.45	1,219.56
1株当たり当期純利益金額	(円)	64.69	94.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	17.0	18.5
自己資本利益率	(%)	6.0	7.7
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	778	97,493
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	81,058	20,835
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	78,846	61,275
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	66,478	52,417
従業員数	(人)	2,614	4,159

- (注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 純資産額の算定にあたり、当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第 1 期	第 2 期
決算年月		平成18年 3 月	平成19年 3 月
営業収益	(百万円)	436,953	851,652
経常利益	(百万円)	15,478	13,502
当期純利益	(百万円)	6,138	7,501
資本金	(百万円)	52,500	52,500
発行済株式総数	(千株)	105,000	105,000
純資産額	(百万円)	111,218	125,014
総資産額	(百万円)	657,083	678,129
1 株当たり純資産額	(円)	1,059.22	1,190.61
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)
1 株当たり当期純利益金額	(円)	58.46	71.45
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	16.9	18.4
自己資本利益率	(%)	5.5	6.0
株価収益率	(倍)	-	-
配当性向	(%)	-	-
従業員数	(人)	2,605	2,597

- (注) 1. 設立初年度となる第 1 期事業年度は、設立日である平成17年10月 1 日から平成18年 3 月31日までの 6 ヶ月間であります。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 純資産額の算定にあたり、当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(現(株)ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(連結子会社)及び(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(連結子会社)設立
平成18年9月	協定を一部変更
平成19年3月	札幌道路エンジニア(株)、(株)アクトノース、陸羽道路メンテナンス(株)及び新日本ハイウェイ・パトロール(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北及び(株)ネクスコ東日本パトロールに商号変更 協定を一部変更
平成19年4月	(株)ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年7月	東日本ハイウェイ・パトロール(株)を株式取得により連結子会社化
平成19年9月	(株)東関東を株式取得により連結子会社化

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社20社及び関連会社18社(平成19年8月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県(注1)において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路(注2)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務

(連結子会社)

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東(注3、4)、(株)ネクスコ・サポート北海道(注3、5)

(持分法適用関連会社)

東京湾横断道路(株)

(非連結子会社)

奥羽道路サービス(株)(注6)、関越道路サービス(株)(注4)、常磐ハイウェイ・サービス(株)(注7)、東北道路サービス(株)(注6)、北海道ハイウェイ・サービス(株)

(持分法非適用関連会社)

新日本道路サービス(株)(注4)、新潟ハイウェイサービス(株)、不二東名(株)、(株)ラピド(注7)

保全点検業務

(連結子会社)

(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(注5)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(注9)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟

(持分法適用関連会社)

東京湾横断道路(株)

(持分法非適用関連会社)

(株)クエストエンジニア、道路通信エンジニア(株)、(株)東関東(注8、9)、(株)テクナム

維持修繕業務

(連結子会社)

(株)ネクスコ・メンテナンス北海道(注5)、(株)ネクスコ・メンテナンス東北(注5)

(持分法適用関連会社)

東京湾横断道路(株)

(非連結子会社)

東北ハイメン(株)、(株)ハイウェイクリーン福島

	(持分法非適用関連会社)
	(株)アイアックス、日本メンテナンスサービス(株)、北海道道路サービス(株)、(株)クエストエンジニア、(株)東関東(注8、9)、(株)テクナム
交通管理業務	(連結子会社)
	(株)ネクスコ・サポート北海道(注3、5)、(株)ネクスコ東日本パトロール(注5)、東日本ハイウェイ・パトロール(株)
	(持分法適用関連会社)
	東京湾横断道路(株)
	(非連結子会社)
	北海道ハイウェイ・サービス(株)
その他業務(注10)	(持分法適用関連会社)
	(株)NEXCOシステムズ(注5)、(株)高速道路総合技術研究所
	(持分法非適用関連会社)
	ハイウェイ・トル・システム(株)、(株)エヌ・ケー・ワイ、道栄(株)

- (注) 1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、事業を開始しておりません。
4. (株)ネクスコ・トル北関東は、平成19年10月1日付で、新日本道路サービス(株)及び関越道路サービス(株)から料金収受業務等の事業を譲受ける予定であります。
5. (株)NEXCOシステムズは平成19年3月1日より(株)高速道路計算センターから、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道は同月27日より(株)アクトノースから、(株)ネクスコ・サポート北海道は同月28日より(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道から、(株)ネクスコ・メンテナンス東北及び(株)ネクスコ東日本パトロールは同月30日より陸羽道路メンテナンス(株)及び新日本ハイウェイ・パトロール(株)から、それぞれ商号変更しております。
6. 平成19年6月30日付で、(株)ネクスコ・トル東北にその事業を譲渡し、当社からの委託関係は解消されております。
7. 平成19年6月30日付で、(株)ネクスコ・トル関東にその事業を譲渡し、当社からの委託関係は解消されております。
8. 当社は、平成19年8月30日開催の取締役会をもって、(株)東関東の自己株式を除く発行済株式の100.0%を取得する旨決議し、同年9月7日に取得しております。
9. (株)東関東は、平成19年10月31日付で、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併のうえ、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更する予定であります。
10. 有料道路の通行料金、交通量等の電子計算、高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発、有料道路の料金収受機械の保守・点検・整備・保全、公共用地取得に係る調査、測量及び鑑定等の業務であります。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設(以下「直轄高速道路事業」といいます。)を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

- (注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

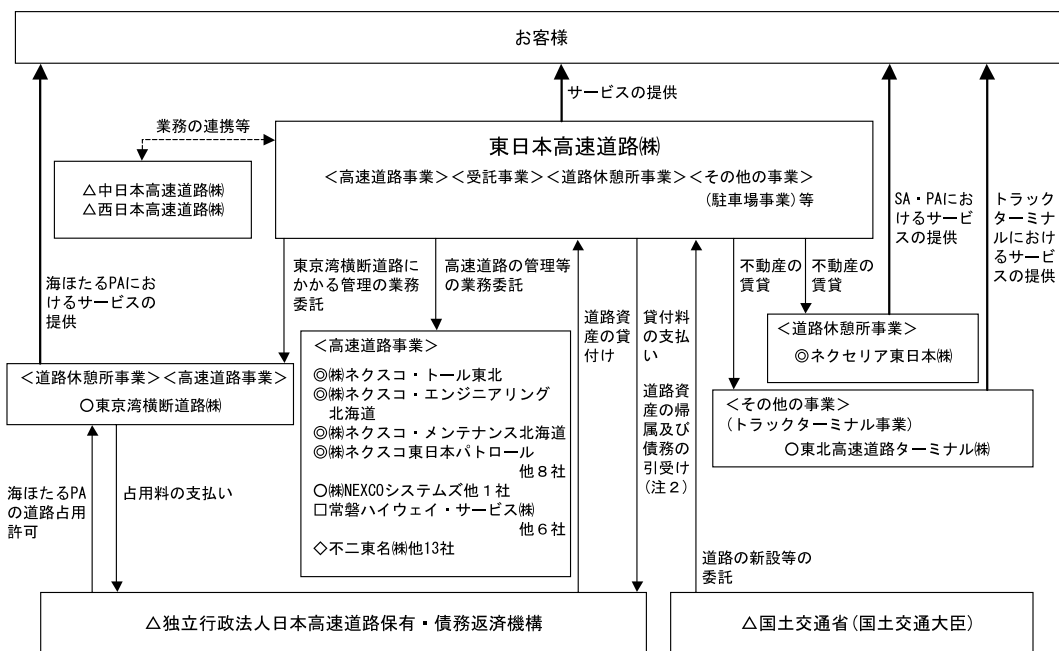
当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。) 297箇所のうち、商業施設を所有している177箇所については連結子会社であるネクセリア東日本㈱が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路㈱が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。

(4) その他の事業

その他の事業においては、駐車場事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、当社が日比谷自動車駐車場の管理運営を行っております。また、トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である東北高速道路ターミナル㈱が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。さらに、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を行っております。

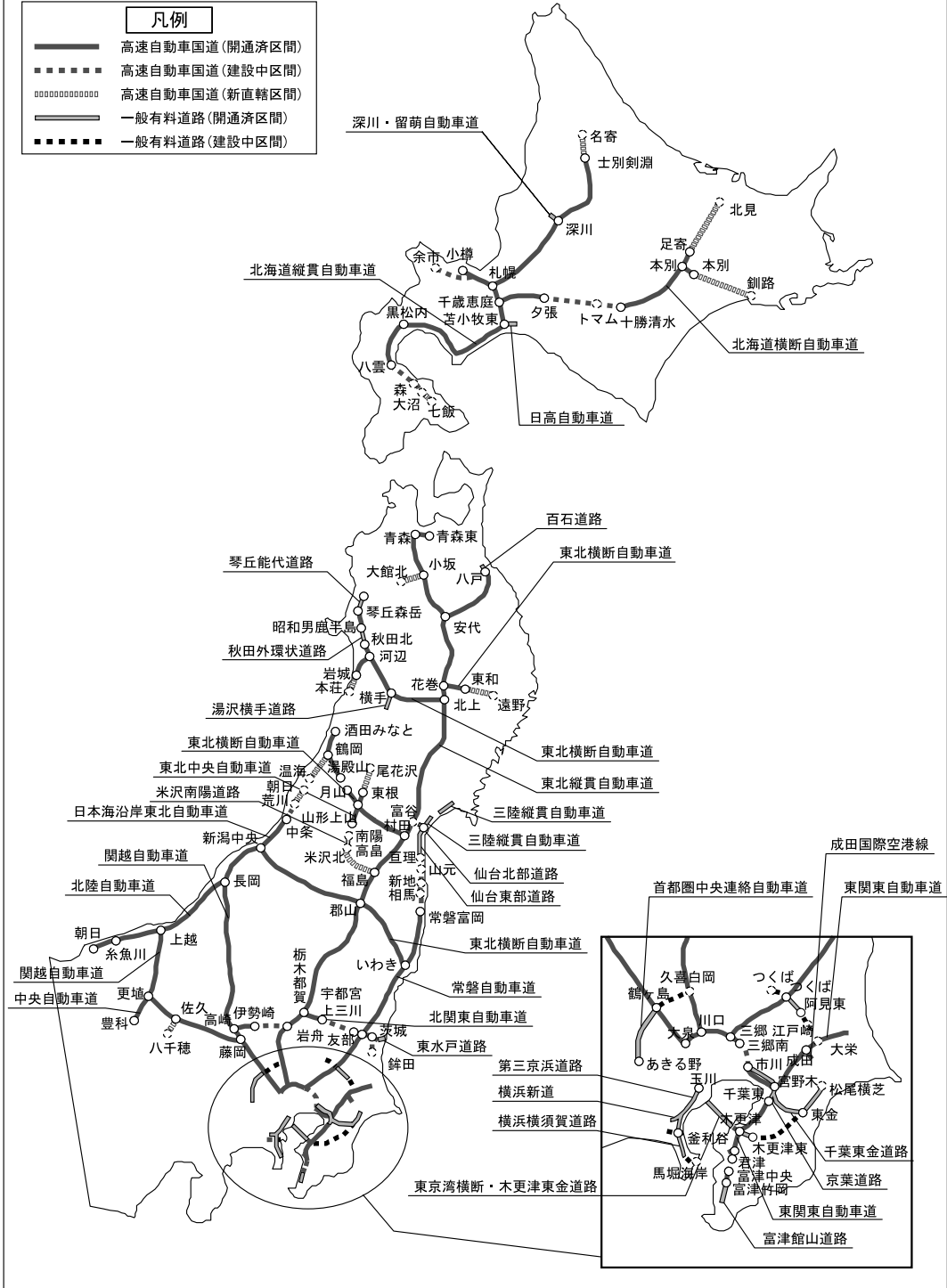
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。(平成19年8月31日現在)



- (注) 1. は連結子会社、 は持分法適用関連会社、 は非連結子会社、 は持分法非適用関連会社、 は関連当事者を示しております。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

東日本高速道路株式会社 路線図

凡例	
	高速自動車国道(開通済区間)
	高速自動車国道(建設中区間)
	高速自動車国道(新直轄区間)
	一般有料道路(開通済区間)
	一般有料道路(建設中区間)



(平成19年8月31日現在)

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成19年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱ネクスコ・トール東北 (注3、4、5、6)	仙台市青葉区	10	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール関東 (注7、8)	千葉県船橋市	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金収受業務を委託しております。また、営業所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道(注9)	札幌市白石区	60	高速道路事業	87.1	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北(注5、10)	仙台市青葉区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 関東(注10、11)	東京都荒川区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟(注5、12)	新潟県新潟市	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス 北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス東北 (注5、13)	岩手県北上市	99	高速道路事業	80.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本パトロール	東京都中央区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・サポート北海道 (注2)	札幌市厚別区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ネクセリア東日本㈱(注14)	東京都港区	110	道路休憩所 事業	100.0	SA・PA内商業施設及び支社建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名、 当社監査役1名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、事業を開始しておりません。
 3. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在の資本金は90百万円であります。
 4. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、当社より短期貸付を行っております。
 5. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、支社建物等の一部を賃貸しております。

6. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、東北縦貫自動車道等の料金收受業務を委託しております。
7. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、営業所建物の一部にかかる賃貸借取引は解消されております。
8. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在の本店所在地は東京都墨田区であります。
9. 当連結会計年度以降、当社は、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道の自己株式を除く発行済株式の12.9%を取得しており、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在の議決権の所有割合は100.0%であります。
10. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。
11. (株)東関東は、平成19年10月31日付で、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併のうえ、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更する予定であります。
12. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、北陸自動車道等の保全点検業務を委託しております。
13. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在の本店所在地は宮城県仙台市であります。
14. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、当社監査役1名にかかる役員の兼任関係は全て解消されております。

なお、平成19年4月9日付で、高速道路の料金收受業務を行うことを目的として(株)ネクスコ・トール北関東を設立しております。また、同年7月13日付で、高速道路の交通管理業務を実施している東日本ハイウェイ・パトロール(株)、同年9月7日付で、保全点検業務及び維持修繕業務を実施している(株)東関東の自己株式を除く発行済み株式のそれぞれ100.0%を取得しており、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、連結子会社として追加されております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)ネクスコ・トール北関東 (注1)	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東日本ハイウェイ・パトロール(株)	東京都港区	35	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)東関東(注2)	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務及び維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、事業を開始しておりません。
 2. (株)東関東は、平成19年10月31日付で、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併のうえ、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更する予定であります。

(2) 持分法適用の関連会社

(平成19年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱NEXCOシステムズ	東京都台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東京湾横断道路㈱ (注2)	東京都大田区	90,000	高速道路事業 及び道路休憩 所事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金収受等の管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社役員1名
東北高速道路ターミナル㈱	宮城県名取市	1,082	その他の事業	26.6	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

3. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

なお、平成19年4月2日付で、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して、3社の調査・研究及び技術開発を行うことを目的として㈱高速道路総合技術研究所を設立しており、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、持分法適用関連会社として追加されております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年8月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	6,262
受託事業	
道路休憩所事業	239
その他の事業	
全社(共通)	404
計	6,905

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が平成19年8月31日までの1年間に於いて、4,172人増加しておりますが、その主な理由は、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール東北、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)ネクスコ東日本パトロールが当社非連結子会社等から事業譲渡を受けたこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成19年8月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,439	40.5	19.0	8,140,816

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。同労働組合は、平成17年10月1日に道路公団が分割民営化されたことを受け、日本道路公団労働組合が平成17年10月26日に分割・移行し、当社の労働組合として組織されたものです。なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了する当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、企業部門の好調さが持続し、秋以降に消費の弱さがみられたものの、国内民間需要に支えられた景気回復が続きました。

このような環境の中で、前連結会計年度に引き続き、管理コストの削減を図るとともに、ETCを活用した弾力的な料金設定や多様なサービスのお客様への提供等に努めた結果、当連結会計年度の業績は、営業収益が866,748百万円、営業利益が14,281百万円、経常利益が16,799百万円となり、これに固定資産売却益等の特別利益、建物等の減損損失等による特別損失及び法人税等を加減した結果、当期純利益は9,887百万円となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、北海道縦貫自動車道等の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、景気回復の持続等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、営業収益は777,865百万円となりました。営業費用については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により768,932百万円となり、以上の結果、営業利益は9,083百万円となりました。

(受託事業)

受託事業においては、日本海沿岸東北自動車道等の高速自動車国道に係る直轄高速道路事業をはじめとして、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことなどにより、営業収益は62,288百万円となりました。営業費用については、直轄高速道路事業を中心に63,290百万円となり、以上の結果、営業損失は1,001百万円となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、SA・PA内商業施設に係るテナント料収入等により、営業収益は25,574百万円となりました。営業費用については、SA・PA内商業施設に係る管理費用の支出等により19,424百万円となり、以上の結果、営業利益は6,162百万円となりました。

(その他の事業)

駐車場事業及び仙台南トラクタターミナルなど2ヶ所におけるトラクタターミナル事業等が堅調に推移した結果、営業収益は1,019百万円、営業利益は37百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益15,976百万円に加え、減価償却費が16,125百万円、売上債権の減少額が20,583百万円などとなったものの、たな卸資産の増加額が84,726百万円、仕入債務の減少額が14,735百万円などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、97,493百万円の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金機械、ETC装置等の設備投資7,786百万円、有価証券の取得101,928百万円、営業譲受等による支出6,482百万円などの支出があったものの、有価証券の売却135,137百万円などの収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは20,835百万円の資金収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債(政府保証債等)の発行による収入104,396百万円、長期借入れによる収入35,000百万円による増加があった一方、道路公団から承継した長期借入金債務についての返済等58,609百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。))第15条第1項による債務引受額50,249百万円を含みます。)などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは、61,275百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、52,417百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		(百万円)
1. 営業収益		
料金収入	708,948	
道路資産完成高	68,112	
その他の売上高	452	777,513
2. 営業外収益		
受取利息	82	
有価証券利息	53	
土地物件貸付料	335	
雑収入	2,035	2,506
3. 特別利益		
固定資産売却益	272	
その他特別利益	69	341
高速道路事業営業収益等合計		<u>780,362</u>

(注) 配賦基準は以下のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益については、営業損益比

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループでは、平成17年10月1日の当社設立以来、「お客様第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」を経営方針として掲げて、意識改革及び業務改善を進めてまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、平成18年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートしたところであります。

なお、上記のとおり当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されると同時に、北海道縦貫自動車道函館名寄線等3道路53kmの区間が新直轄方式へ切り替わっております。また、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力しております。

加えて、当社では、平成18年10月26日に平成22年度までの5ヶ年間の中期経営計画を策定いたしました。当該計画では、この5ヶ年間で「経営基盤を確立する期間」と位置付け、民間企業として自立した経営を行うため、自らの経営判断と責任により、財務体質を適正に維持しつつ、経営基盤の確立を図ってまいります。このため、次の5つの取り組み、目標管理制度の導入、新人事制度の導入、組織体制の再編、グループ経営の確立、ITマネジメントの確立を確実に実行してまいります。また、高速道路の維持管理は、管理瑕疵、企業信用に直結し、かつ経験・ノウハウ・技術の蓄積が必要な当社の根幹となる業務であること、従来に増して効率的な業務執行を行う必要があることから、これまで外注していた業務を専門子会社に委託することとし、当社と一体となって実施する方針です。平成18年度につきましては、設立等により新たに10社を連結子会社としました。平成19年度は、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在までに、新規設立等により新たに3社を連結子会社としました。今後も、当社が業務を委託している関係会社から連結子会社への事業譲渡を進めるなど、順次業務を拡大しながら早期のグループ経営の確立を目指し、当社グループ内の会社と戦略を共有しつつ連結企業価値の最大化を図ってまいります。

さらに、道路公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましては、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

そして、これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくことによって、民間企業としての真の実力をつけ、お客様や国民の皆様からの信頼を回復して、明るく活力のある会社を作り上げてまいります。また、引き続き、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。))及び民営化関係法施行法(以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。))の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)(以下「中日本高速道路」といいます。)、西日本高速道路(株)(以下「西日本高速道路」といいます。)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路、西日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。))とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

概要

(ア)国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。))第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

b 事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

e 社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ)その他の規制事項

a 調査への協力(第7条)

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ)政府の財政支援

a 政府(首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱)及び本州四国連絡高速道路㈱)にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません(第3条第1項)。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます(附則第3条)。

(エ)特例措置(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。))第2条第1項に規定する道路を意味します。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

概要

(ア)国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款(第6条)

高速道路会社は、許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止(第21条)

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等(第24条)

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等(第44条)

高速道路会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ)道路資産等の帰属(第51条)

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ)eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ)その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等(第4条)

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ)eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており。

b 供用約款の掲示(第7条)

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行(第9条)

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者(高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。)に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準(第23条)

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告(第22条、第24条、第25条)

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金(第26条、第42条)

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査(第27条)

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです(第1条)。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行(平成17年10月1日)後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合(「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」に係るものについては2%)を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と合せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており(前記「1. 民営化について (3)道路整備特別措置法 概要 (ウ)その他の事項 d 料金の額等の基準(第23条)」をご参照ください。)、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合(「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」に係るものについては2%)を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、)に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定(前記「1. 民営化について(3)道路整備特別措置法 概要 (イ)道路資産等の帰属(第51条)a」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条をご参照ください。)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうが多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用が終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定しておりません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、被害額が、当社グループの想定している金額を超えた場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定(「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(以下「全国路線網協定」といいます。))及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」(以下「三陸縦貫自動車道協定」といいます。))を平成18年3月31日付で締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。))が、あらかじめ各協定において定められている計画収入(以下「計画収入」といいます。))に、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、三陸縦貫自動車道協定にあっては計画収入の2%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。))を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、三陸縦貫自動車道協定にあっては計画収入の2%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。))を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、社会実験として行われてきたスマートICの本格導入及び当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年9月21日付及び平成19年3月22日付で当該協定を一部変更しており、平成18年9月21日付変更においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

(2) 中日本高速道路及び西日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定(以下「個別協定」と総称します。))を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされており、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前(いずれによるかは各個別協定において定められています。)までに当社、中日本高速道路及び西日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成20年3月31日まで有効となっております。なお、研究開発・技術協力業務等に関しては、中日本高速道路に設置された中央研究所(以下「中央研究所」といいます。)にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱ってきたところですが、下記(3)に記載する(株)高速道路総合技術研究所の新設分割により、かかる業務が(株)高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

(3) 中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して行う新設分割

当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の調査・研究及び技術開発部門の営業(以下「本件営業」といいます。)を承継させるため、(株)高速道路総合技術研究所(以下「新設分割設立会社」といいます。)を新設分割により設立する旨の新設分割計画書を作成し、平成18年11月30日開催の取締役会の決議をもって、かかる新設分割計画書の承認を受けております。なお、平成19年3月30日付の国土交通大臣の認可をもって当該新設分割の効力が生じたことを受け、新設分割設立会社は平成19年4月2日に設立されております。

会社分割の目的

当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社が保有する高速道路技術を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を行うため、3社が均等に出資する独立した法人に本件営業を承継することにより、3会社共同運営体制の明確化を実現するとともに、自立性の確保及び経営の効率化を図ることを目的とします。

会社分割の形態

当社、中日本高速道路及び西日本高速道路が共同して会社法第762条に基づき新設分割計画を作成しております。なお、本件は会社法第805条に基づく簡易分割に該当するため、株主総会の承認を要しません。

承継する資産・負債及びその状況

本件営業に属する資産(滋賀県湖南市の土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具等、工具・機器及び備品、無形固定資産を除く。)、債権債務、雇用契約その他の権利義務を承継しました。中日本高速道路の従業員については、新設分割設立会社に出向しております。なお、承継する債務について、3社は連帯して債務を保証しております。

会社分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当に関する事項

新設分割設立会社は、分割に際して普通株式210万株を発行し、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路に対してそれぞれ70万株を割当交付しております。

新設分割設立会社の資本金及び準備金

資本金：45百万円

資本準備金：1,973百万円

分割交付金

分割交付金は支払わないものとします。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、902百万円であります。

なお、当社、中日本高速道路及び西日本高速道路の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、中央研究所(注)を共同運営することで主たる研究開発活動を実施しました。

(注)当社は、中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の調査・研究及び技術開発部門の営業を承継させるため、新設分割により、㈱高速道路総合技術研究所を平成19年4月2日に設立しております。当該新設分割の詳細については、前記「5 経営上の重要な契約等 (3)中日本高速道路及び西日本高速道路と共同して行う新設分割」を併せてご参照ください。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了する当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、前連結会計年度においては暫定協定に基づき、また、当連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を收受、かかる料金収入を機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の收受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については工事完成基準を、また受託事業に係る工事のうち請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を採用しております。

ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りとは異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で866,748百万円となりました。高速道路事業については、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより777,865百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に62,288百万円、道路休憩所事業については、SA・PA内商業施設に係るテナント料収入等により25,574百万円、その他の事業については1,019百万円となりました。

営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で852,467百万円となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により768,932百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に63,290百万円、道路休憩所事業については、SA・PA内商業施設に係る管理費用の支出等により19,424百万円、その他の事業については981百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で14,281百万円となりました。その内訳は、営業利益が高速道路事業9,083百万円、道路休憩所事業6,162百万円、その他の事業37百万円、営業損失が受託事業1,001百万円であります。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,202百万円、原因者負担収入1,177百万円及び土地物件貸付料484百万円等の計上により4,251百万円、営業外費用は支払利息1,156百万円等により1,733百万円となりました。

経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は16,799百万円となりました。

特別損益

特別利益は、道路公団から承継した資産のうち不要となった社宅の売却等による固定資産売却益404百万円等の計上により、527百万円となりました。

特別損失は、固定資産の減損を行ったことによる減損損失485百万円、ハイウェイカードの偽造に係る払戻金が引当額を上回ったことによる偽造ハイウェイカード損失341百万円等の計上により1,350百万円となりました。

当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は9,887百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(政府保証債及び普通社債)の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額11,519百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額9,614百万円の設備投資を行いました。

また、社用設備については、当連結会計年度においては主に本社庁舎に係る附属設備等に総額932百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

(平成19年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
川口ジャンクション (JCT)他 383箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	26,788	61,959	- (-)	3,103	91,852	-
有珠山SA他264箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	16,070	566	71,942 (1,880)	48	88,627	-
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他の 事業	有料駐車場	246	66	- (-) [11]	2	315	-
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他の 事業	トラック ターミナル	8	1	1,236 (115)	-	1,246	-
本社他21事業所 及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	8,160	339	12,883 (1,616) [47]	529	21,913	1,108

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,119百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 休憩施設の建物等の一部12,025百万円を連結子会社であるネクセリア東日本㈱に賃貸しております。また、休憩施設の土地の一部8百万円(4千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。
4. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は53百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
5. トラックターミナルの土地の一部1,083百万円(102千㎡)を、東北高速道路ターミナル㈱に賃貸しております。
6. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
7. 現在休止中の主要な設備はありません。
8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は、395百万円であります。
9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

国内子会社

(平成19年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱ネクスコ・ ツール関東	本社 (千葉県 船橋市)	高速道路 事業	工具器具 備品	-	-	- (-)	0	0	443 99
㈱ネクスコ・ エンジニア リング北海道	本社 (札幌市 白石区)	高速道路 事業	本社等	213	37	82 (1)	14	349	194
㈱ネクスコ・ メンテナンス 北海道	本社 (札幌市 白石区)	高速道路 事業	本社等	130	7	148 (3)	3	288	19
㈱ネクスコ・ メンテナンス 東北	本社 (岩手県 北上市)	高速道路 事業	本社等	99	49	51 (2)	18	219	77 72
㈱ネクスコ 東日本 パトロール	本社 (東京都 中央区)	高速道路 事業	福利厚生 施設	26	-	3 (0)	-	30	622
ネクセリア 東日本(株)	本社他 9事業所 (東京都 港区他)	道路休憩 所事業	建物附属 設備	100	0	6 (1) [3]	23	130	203

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は222百万円であります。なお、このうち㈱ネクスコ・ツール関東に係る賃借料は、事業を開始した平成18年11月1日から平成19年3月31日までのもの、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス北海道及び㈱ネクスコ・メンテナンス東北に係る賃借料は、連結子会社化した平成19年3月8日から平成19年3月31日までのものであります。また、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 臨時従業員数は、[]で外書きしております。なお、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス北海道、㈱ネクスコ東日本パトロール及びネクセリア東日本(株)の臨時従業員数は、いずれも従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は、36百万円であります。なお、このうち㈱ネクスコ・ツール関東に係る賃借料は、事業を開始した平成18年11月1日から平成19年3月31日までのもの、㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス東北及び㈱ネクスコ東日本パトロールに係る賃借料は、連結子会社化した平成19年3月8日から平成19年3月31日までのものであります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

なお、平成19年3月31日現在では、㈱ネクスコ・ツール東北、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、㈱ネクスコ・エンジニアリング関東、㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟及び㈱ネクスコ・サポート北海道は、当連結会計年度末現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものはなく、㈱ネクスコ・エンジニアリング関東を除き、従業員及び臨時従業員はおりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、平成19年8月31日現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

(平成19年8月31日現在)

会社名 事業所名	所在地	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手(注)	完了
当社 水戸料金所 他119箇所	茨城県 水戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	17,834	678	借入金及び 自己資金	平成17年 3月	平成23年 3月
当社 真岡料金所 他27箇所	栃木県 真岡市他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	2,489	129	借入金及び 自己資金	平成18年 9月	平成23年 3月
当社 郡山料金所 他155箇所	福島県 郡山市他	高速道路 事業	アンテナ設備 (ETCカード 未挿入お知らせ アンテナ)	1,314	3	借入金及び 自己資金	平成19年 6月	平成21年 3月
当社 真岡料金所 他27箇所	栃木県 真岡市他	高速道路 事業	料金所設備 (トールゲート)	1,274	112	借入金及び 自己資金	平成17年 7月	平成23年 3月
当社 幕張PA (上り線) 他17箇所	千葉市 花見川区 他	道路休憩 所事業	営業用建物	4,929	400	借入金及び 自己資金	平成18年 3月	平成23年 3月
当社 川向高架橋	横浜市 都築区	その他 事業	営業用建物	176	-	借入金及び 自己資金	平成19年 4月	平成20年 5月

(注) 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、北海道縦貫自動車道函館名寄線等の新設、改築及び修繕、一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の修繕等を通じ総額162,120百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった仕掛道路資産は、総額68,112百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県田村郡小野町大字飯豊～福島県田村郡小野町大字吉野辺(改築)	平成18年7月及び11月	1,645
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成18年9月、12月及び平成19年3月	23,133
一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))	修繕	平成18年9月、12月及び平成19年3月	22
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道二海郡八雲町立岩～北海道山越郡長万部町字国縫(新設)	平成18年11月	8,154
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	千葉県君津市三直～千葉県富津市鶴岡(新設)	平成18年11月	159
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県つくば市市之台～茨城県牛久市桂町(新設)	平成19年3月	2,489
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県木更津市下郡～千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田(新設)	平成19年3月	7,448
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	木更津JCT(改築)	平成19年3月	3,440
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成19年3月	21,618
合計		-	68,112

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成19年3月31日現在)

区分		年間賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函名寄線	525,595
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで(豊科ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで(朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道1号(横浜新道)	
	一般国道6号(東水戸道路)	
	一般国道6号(仙台東部道路)	
	一般国道7号(秋田外環状道路)	
	一般国道7号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
	一般国道126号(千葉東金道路)	
	一般国道127号(富津館山道路)	
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))	
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))	
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	
	一般国道466号(第三京浜道路)	
	一般国道468号(横浜横須賀道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野ICを含む。))及びつくば市から稲敷市まで	
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)		
一の路線	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬興松島～石巻河南))	1,254
	合計	526,849

(注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、上記一の路線に係る賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された20百万円を含んでおります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、平成19年8月31日現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

(平成19年8月31日現在)

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	74,692	12,468 [8,154]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線	382,916	61,854 [-]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	62,821	1,573 [-]	平成6年9月	平成31年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	30,236	7,481 [1,645]	平成5年12月	平成25年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	26,849	5,372 [162]	平成5年12月	平成27年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	134,402	415 [-]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	50,560	11,369 [-]	昭和62年1月	平成24年3月
高速自動車国道常磐自動車道	260,960	30,561 [-]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,038,325	42,315 [18,750]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道北関東自動車道	290,889	106,394 [-]	平成10年1月	平成24年3月
高速自動車国道北陸自動車道	7,930	2,494 [-]	平成14年4月	平成25年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	29,669	2,320 [2,227]	平成7年3月	平成28年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	2,113	11 [-]	平成23年4月	平成27年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	20,523	1 [-]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,482	32 [-]	平成14年9月	平成24年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	48,040	626 [7,448]	平成16年1月	平成23年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	12,410	1,920 [-]	昭和62年12月	平成25年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	311,461	9,983 [-]	平成3年12月	平成28年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	151,255	2,714 [3,254]	昭和61年12月	平成25年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 平成19年7月31日現在の既支払額であります。なお、平成19年7月31日現在において既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において158,816百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で32,601百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	105,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	105,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(5) 【所有者別状況】

(平成19年8月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2						2		
所有株式数(単元)	1,049,999						1,049,999	100	
所有株式数の割合(%)	100.0						100.0		

(6) 【大株主の状況】

(平成19年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計		105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成19年8月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000		
総株主の議決権		1,049,999	

【自己株式等】

(平成19年8月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り内部留保の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る内部留保金につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業への投資に用いる予定にしております。なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、前記「第2事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について 高速道路事業の特性について」をご参照ください。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		八 木 重二郎	昭和17年7月12日生	昭和40年4月 八幡製鐵株式会社入社 平成11年4月 新日本製鐵株式会社常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役副社長 平成17年4月 同社取締役(社長付) 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在)	(注2)	
代表取締役 社長		井 上 啓 一	昭和19年8月22日生	昭和44年4月 建設省入省 平成10年6月 同省道路局長 平成13年1月 財団法人国土技術研究センター理事長 平成16年2月 日本道路公団理事 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在)	(注2)	
専務取締役		村 上 喜 堂	昭和23年2月12日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成10年7月 国税庁調査査察部長 平成12年6月 同庁課税部長 平成15年7月 同庁次長 平成17年10月 当社専務取締役(現在)	(注2)	
常務取締役		日 比 祥 造	昭和18年2月4日生	昭和40年4月 株式会社第一銀行入行 平成7年6月 株式会社第一勧業銀行常務取締役 平成14年6月 みずほインベスターズ証券株式会社 代表取締役会長 平成16年2月 日本道路公団参与 平成17年10月 当社常務取締役(現在) (主要な兼職) ネクセリア東日本株式会社代表取締役 社長(現在)	(注2)	
常務取締役		青 野 捷 人	昭和21年4月27日生	昭和46年4月 日本道路公団入社 平成12年3月 同公団東京建設局長 平成14年4月 同公団審議役 平成16年7月 財団法人ハイウェイ交流センター理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) (主要な兼職) 東京湾横断道路株式会社代表取締役 社長(現在)	(注2)	
監査役 (常勤) (注1)		井 上 泉	昭和23年7月17日生	昭和47年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 同社取締役嘱執行役員 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン取締役嘱 執行役員 平成15年4月 同社取締役嘱常務執行役員 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	(注3)	
監査役 (常勤) (注1)		谷 川 和 郎	昭和23年1月7日生	昭和45年4月 運輸省入省 平成10年6月 運輸省海上技術安全局船員部長 平成12年7月 自動車事故対策センター理事 平成15年10月 独立行政法人自動車事故対策機構理事 平成16年7月 財団法人運輸低公害車普及機構理事長 平成19年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注4)	
監査役 (注1)		清 水 湛	昭和9年9月24日生	昭和35年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 平成9年10月 広島高等裁判所長官 平成13年4月 内閣府情報公開審査会会長 平成16年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授(現在) 平成17年10月 当社監査役(現在)	(注3)	
計						

- (注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時(平成18年6月29日)から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役井上泉及び清水湛の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時(平成18年6月29日)から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役谷川和郎の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時(平成19年6月28日)から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、現在、取締役全員5名で構成され、監査役も出席し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

(b) 経営会議

経営会議は、会長、社長及び専務取締役で構成され、必要に応じて他の取締役及び執行役員等の出席を求め、全社的に影響を及ぼす重要事項について審議・決議等するものであり、毎週1回開催を原則としています。

(c) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

(d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「倫理行動規範」を定め、役員及び社員が法令、定款、社内規則及び社会通念等を遵守して職務を執行するとともに、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るための啓発活動に取り組むとともに、教育関係資料を整備し、周知を図っております。

また、職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として業務検査室を設置し、10名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は専務取締役まで報告されます。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとしております。

会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 寺尾 仁之	新日本監査法人
指定社員 打越 隆	新日本監査法人
指定社員 山下 康彦	新日本監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名及び会計士補等4名を主たる構成員とし、その他の補助者11名も加えて構成されております。

社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役3名と当社とは、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置づけ取り組んでおります。さらに、総務部担当取締役を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を経営会議に報告することとしております。

(4) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を制定し、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(5) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

	年間報酬総額(千円)	
取締役(5名)		99,614
監査役(3名)		37,200
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	44,000
	上記以外の業務に基づく報酬	9,000

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)に基づき作成しております。

前連結会計年度(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

前事業年度(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則並びに高速道路事業等会計規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに高速道路事業等会計規則に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について新日本監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		66,478		53,537	
2 高速道路事業営業未収入金		44,375		47,994	
3 未収入金		30,463		12,645	
4 有価証券		74,994		44,296	
5 仕掛道路資産		191,869		277,090	
6 原材料・貯蔵品等		2,213		1,917	
7 受託業務前払金		16,866		15,474	
8 繰延税金資産		520		757	
9 その他		6,575		7,483	
貸倒引当金		75		55	
流動資産合計		434,283	66.0	461,141	66.5
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		11,919		24,761	
減価償却累計額		400	11,519	2,495	22,265
(2) 構築物		30,195		32,202	
減価償却累計額		685	29,509	2,181	30,020
(3) 機械及び装置		58,228		68,031	
減価償却累計額		2,959	55,268	10,535	57,496
(4) 車両運搬具		8,404		10,190	
減価償却累計額		1,359	7,044	4,653	5,537
(5) 工具、器具及び備品		7,812		5,888	
減価償却累計額		846	6,965	2,127	3,761
(6) 土地			89,990		86,509
(7) 建設仮勘定			1,722		2,367
有形固定資産合計			202,020		207,958
2 無形固定資産			3,796		4,651
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	2		10,531		12,063
(2) 長期前払費用			5,164		3,647
(3) 繰延税金資産					901
(4) その他			2,600		3,324
貸倒引当金			811		829
投資その他の資産合計			17,485	2.7	19,107
固定資産合計			223,302	34.0	231,717
繰延資産					
1 道路建設関係社債発行費			129		348
2 道路建設関係社債発行差金			72		
繰延資産合計			201	0.0	348
資産合計	1		657,787	100.0	693,207

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 高速道路事業営業未払金		87,520		93,320	
2 短期借入金		19,652		284	
3 一年以内返済予定長期借入金		7,383		9,199	
4 未払金		33,383		18,402	
5 未払法人税等		10,399		1,802	
6 預り金		3,605		1,338	
7 受託業務前受金		33,233		15,363	
8 前受金		32,604		11,298	
9 賞与引当金		1,628		2,183	
10 ハイウェイカード偽造損失 補てん引当金		775		654	
11 回数券払戻引当金		121		77	
12 その他		1,167		2,081	
流動負債合計		231,476	35.2	156,006	22.5
固定負債					
1 道路建設関係社債	1	60,000		164,657	
2 道路建設関係長期借入金		135,700		120,451	
3 長期借入金		55,079		47,471	
4 退職給付引当金		54,026		57,681	
5 ETCマイレージサービス 引当金		7,335		9,323	
6 その他引当金				57	
7 負ののれん				1,836	
8 その他		2,295		7,390	
固定負債合計		314,437	47.8	408,868	59.0
負債合計		545,914	83.0	564,874	81.5
(少数株主持分)					
少数株主持分					
(資本の部)					
資本金	4	52,500	8.0		
資本剰余金		52,500	8.0		
利益剰余金		6,872	1.0		
資本合計		111,872	17.0		
負債・少数株主持分及び資本合計		657,787	100.0		

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金				52,500	7.6
2 資本剰余金				58,793	8.5
3 利益剰余金				16,760	2.4
株主資本合計				128,054	18.5
評価・換算差額等					
新株予約権					
少数株主持分				278	0.0
純資産合計				128,333	18.5
負債純資産合計				693,207	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
営業収益			436,953	100.0	866,748	100.0	
営業費用	2						
1 道路資産賃借料		223,100			526,849		
2 高速道路等事業管理費 及び売上原価		167,140			262,808		
3 販売費及び一般管理費	1	31,578	421,819	96.5	62,809	852,467	98.4
営業利益			15,134	3.5		14,281	1.6
営業外収益							
1 受取利息		5			222		
2 土地物件貸付料		269			484		
3 持分法による投資利益		707			1,202		
4 原因者負担収入		751			1,177		
5 その他		687	2,421	0.6	1,163	4,251	0.5
営業外費用							
1 支払利息		568			1,156		
2 貯蔵品処分損					291		
3 その他		854	1,423	0.4	285	1,733	0.2
経常利益			16,132	3.7		16,799	1.9
特別利益							
1 固定資産売却益	3				404		
2 固定資産評価額調整益	4				67		
3 その他					54	527	0.1
特別損失							
1 減損損失	5				485		
2 偽造ハイウェイカード損失					341		
3 その他					524	1,350	0.2
税金等調整前当期純利益			16,132	3.7		15,976	1.8
法人税、住民税及び事業税		9,780			7,345		
法人税等調整額		440	9,340	2.1	1,052	6,292	0.7
少数株主損失						203	0.0
当期純利益			6,792	1.6		9,887	1.1

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			52,500
資本剰余金期末残高			52,500
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			
利益剰余金増加高			
1 当期純利益		6,792	
2 民営化に伴う税効果調整額		80	6,872
利益剰余金減少高			
利益剰余金期末残高			6,872

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				評価・換算 差額等	新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計				
平成18年3月31日残高(百万円)	52,500	52,500	6,872	111,872				111,872
連結会計年度中の変動額								
固定資産評価額等の調整(注)		6,293		6,293				6,293
当期純利益			9,887	9,887				9,887
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)							278	278
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)		6,293	9,887	16,181			278	16,460
平成19年3月31日残高(百万円)	52,500	58,793	16,760	128,054			278	128,333

(注) 資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		16,132	15,976
減価償却費		6,632	16,125
減損損失			485
持分法による投資利益		707	1,202
退職給付引当金の増減額(減少：)		1,111	237
賞与引当金の増減額(減少：)		318	271
貸倒引当金の増減額(減少：)		76	3
受取利息及び受取配当金		5	302
支払利息		1,943	4,998
固定資産売却損		36	34
固定資産売却益			404
固定資産除却損		1,111	1,717
売上債権の増減額(増加：)		30,896	20,583
たな卸資産の増減額(増加：)		58,640	84,726
仕入債務の増減額(減少：)		66,992	14,735
その他		929	30,784
小計		2,538	71,731
利息及び配当金の受取額		5	247
利息の支払額		1,766	5,183
法人税等の支払額			20,826
営業活動によるキャッシュ・フロー		778	97,493
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出			4,200
定期預金の払戻による収入			1,200
固定資産の取得による支出		12,742	7,786
固定資産の売却による収入		2,048	4,348
有価証券の取得による支出		74,994	101,928
有価証券の売却による収入			135,137
投資有価証券の取得による支出			637
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	4		847
営業譲受等による支出	3		6,482
その他		4,629	336
投資活動によるキャッシュ・フロー		81,058	20,835
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(減少：)	2	12,379	19,495
長期借入れによる収入		30,000	35,000
長期借入金の返済による支出	2	23,258	58,609
道路建設関係社債の発行による収入		59,725	104,396
その他			15
財務活動によるキャッシュ・フロー		78,846	61,275
現金及び現金同等物に係る換算差額			
現金及び現金同等物の増減額		1,434	15,383
現金及び現金同等物の期首残高		67,912	66,478
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加高			1,321
現金及び現金同等物の期末残高	1	66,478	52,417

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 2 社 会社等の名称 東京湾横断道路㈱ 東北高速道路ターミナル㈱</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(奥羽道路サービス㈱他)及び関連会社(㈱ウェイザ他)は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 3 社 会社等の名称 東京湾横断道路㈱ 東北高速道路ターミナル㈱ ㈱NEXCOシステムズ</p> <p>なお、前連結会計年度において持分法を適用していない関連会社であった㈱NEXCOシステムズ(㈱高速道路計算センターより商号変更)は、重要性が増したことから、当連結会計年度末より持分法適用関連会社を含めることとしております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(奥羽道路サービス㈱他)及び関連会社(新日本道路サービス㈱他)は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 東日本道路サービス㈱ 関連会社としなかった理由 東日本道路サービス㈱は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、㈱ネクスコ・メンテナンス東北(陸羽道路メンテナンス㈱より商号変更)の決算日は5月31日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">構築物</td> <td style="text-align: right;">10年～60年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">5年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	構築物	10年～60年	機械及び装置	5年～17年	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 当社は定額法を採用し、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">構築物</td> <td style="text-align: right;">10年～60年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">5年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	構築物	10年～60年	機械及び装置	5年～17年
構築物	10年～60年								
機械及び装置	5年～17年								
構築物	10年～60年								
機械及び装置	5年～17年								

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間又は3年のいずれかが短い期間で均等償却しております。</p> <p>道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前連結会計年度に計上されたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれかが短い期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>回数券払戻引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>カードポイントサービス引当金 当連結会計年度よりカード事業を開始したことに伴い、カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、退職慰労金の支出に備えるため、期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。</p>	<p>6</p>
<p>7</p>	<p>7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。</p>
<p>8 利益処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づき作成しております。</p>	<p>8</p>
<p>9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は128,054百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。 なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等) 当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債60,000百万円の担保に供しております。</p> <p>2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 10,531百万円</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 11,771,503百万円 中日本高速道路(株) 58,038百万円 西日本高速道路(株) 51,522百万円 計 11,881,064百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 20,550百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が20,550百万円減少しております。</p>	<p>1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債165,000百万円(額面)の担保に供しております。</p> <p>2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 11,819百万円</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 10,094,827百万円 中日本高速道路(株) 49,623百万円 西日本高速道路(株) 862百万円 計 10,145,312百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>4 当社の発行済株式総数は、普通株式105,000千株であります。</p>	<p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,950百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係長期借入金が50,249百万円減少しております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 3,336百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 962百万円</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額 524百万円</p> <p>ETCマイレージサービス引当金繰入額 7,335百万円</p> <p>利用促進費 14,182百万円</p> <p>2 研究開発費の総額は、570百万円であります。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 9,163百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 816百万円</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額 929百万円</p> <p>ETCマイレージサービス引当金繰入額 9,323百万円</p> <p>利用促進費 27,512百万円</p> <p>2 研究開発費の総額は、902百万円であります。</p> <p>3 固定資産売却益 土地他 404百万円</p> <p>4 固定資産評価額調整益 67百万円 当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。</p> <p>5 減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド、RDFプラント(建物286百万円、構築物20百万円、機械及び装置138百万円)及び焼却場については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(485百万円)として計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県平川市 (東北自動車道 津軽サービスエ リア(上り線))</td> <td>ガソリン スタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>新潟県妙高市 (上信越自動車 道妙高サービス エリア(下り 線))</td> <td>ガソリン スタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>秋田県大仙市 (秋田自動車道 西仙北サービス エリア)</td> <td>ガソリン スタンド</td> <td>建物 構築物</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>群馬県渋川市 (関越自動車道 赤城IC内)</td> <td>R D F プラント</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">444</td> </tr> <tr> <td>埼玉県加須市 (東北自動車道 加須IC隣接)</td> <td>焼 却 場</td> <td>建物 機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">485</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	青森県平川市 (東北自動車道 津軽サービスエ リア(上り線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	7	新潟県妙高市 (上信越自動車 道妙高サービス エリア(下り 線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	9	秋田県大仙市 (秋田自動車道 西仙北サービス エリア)	ガソリン スタンド	建物 構築物	12	群馬県渋川市 (関越自動車道 赤城IC内)	R D F プラント	建物 構築物 機械及び装置	444	埼玉県加須市 (東北自動車道 加須IC隣接)	焼 却 場	建物 機械及び装置	10	合計			485
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																										
青森県平川市 (東北自動車道 津軽サービスエ リア(上り線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	7																										
新潟県妙高市 (上信越自動車 道妙高サービス エリア(下り 線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	9																										
秋田県大仙市 (秋田自動車道 西仙北サービス エリア)	ガソリン スタンド	建物 構築物	12																										
群馬県渋川市 (関越自動車道 赤城IC内)	R D F プラント	建物 構築物 機械及び装置	444																										
埼玉県加須市 (東北自動車道 加須IC隣接)	焼 却 場	建物 機械及び装置	10																										
合計			485																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000			105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">66,478百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">66,478百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	66,478百万円	現金及び現金同等物	66,478百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">53,537百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">3,120百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースナル・ペーパー (有価証券)</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">1,999百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">52,417百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	53,537百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	3,120百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースナル・ペーパー (有価証券)	1,999百万円	現金及び現金同等物	52,417百万円
現金及び預金勘定	66,478百万円												
現金及び現金同等物	66,478百万円												
現金及び預金勘定	53,537百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	3,120百万円												
取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースナル・ペーパー (有価証券)	1,999百万円												
現金及び現金同等物	52,417百万円												
<p>2 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 58,640百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額19,699百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 23,258百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 20,550百万円が含まれております。</p>	<p>2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 58,609百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 50,249百万円が含まれ、短期借入金の純増減額 19,495百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 19,556百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 84,726百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額68,112百万円が含まれております。</p>												
	<p>3 営業譲受等</p> <p>当社及び連結子会社であるネクセリア東日本㈱が当連結会計年度に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターより営業及び資産を譲受けたことにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">912百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">15,249百万円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right;">16,161百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">9,679百万円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">9,679百万円</td> </tr> </table>	流動資産	912百万円	固定資産	15,249百万円	資産合計	16,161百万円	固定負債	9,679百万円	負債合計	9,679百万円		
流動資産	912百万円												
固定資産	15,249百万円												
資産合計	16,161百万円												
固定負債	9,679百万円												
負債合計	9,679百万円												

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
	<p>4 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内容</p> <p>株式の取得により新たに㈱ネクスコ東日本パトロール及び㈱ネクスコ・メンテナンス北海道を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(1) ㈱ネクスコ東日本パトロール (平成19年3月31日現在)</p> <table data-bbox="734 556 1212 788"> <tr><td>流動資産</td><td>1,092百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>312百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>490百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td>600百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td>137百万円</td></tr> <tr><td>株式の取得原価</td><td>176百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>723百万円</td></tr> <tr><td>差引：取得による収入</td><td>546百万円</td></tr> </table> <p>(2) ㈱ネクスコ・メンテナンス北海道 (平成19年3月31日現在)</p> <table data-bbox="734 884 1212 1114"> <tr><td>流動資産</td><td>532百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>249百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>218百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>負ののれん</td><td>525百万円</td></tr> <tr><td>株式の取得原価</td><td>27百万円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>328百万円</td></tr> <tr><td>差引：取得による収入</td><td>300百万円</td></tr> </table>	流動資産	1,092百万円	固定資産	312百万円	流動負債	490百万円	固定負債	600百万円	負ののれん	137百万円	株式の取得原価	176百万円	現金及び現金同等物	723百万円	差引：取得による収入	546百万円	流動資産	532百万円	固定資産	249百万円	流動負債	218百万円	固定負債	10百万円	負ののれん	525百万円	株式の取得原価	27百万円	現金及び現金同等物	328百万円	差引：取得による収入	300百万円
流動資産	1,092百万円																																
固定資産	312百万円																																
流動負債	490百万円																																
固定負債	600百万円																																
負ののれん	137百万円																																
株式の取得原価	176百万円																																
現金及び現金同等物	723百万円																																
差引：取得による収入	546百万円																																
流動資産	532百万円																																
固定資産	249百万円																																
流動負債	218百万円																																
固定負債	10百万円																																
負ののれん	525百万円																																
株式の取得原価	27百万円																																
現金及び現金同等物	328百万円																																
差引：取得による収入	300百万円																																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																							
(借主側)				(借主側)																							
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																			
工具、器具 及び備品	540	83	457	工具、器具 及び備品	689	272	22	394																			
無形固定資産 (ソフトウェア)	11	4	7	車 両 運 搬 具	31	8		23																			
合計	552	87	464	合計	721	281	22	417																			
<p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>169百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>464百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>87百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				1年内	169百万円	1年超	294百万円	合計	464百万円	支払リース料	87百万円	減価償却費相当額	87百万円	<p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>177百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>255百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>432百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 14百万円</p> <p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>188百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>188百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				1年内	177百万円	1年超	255百万円	合計	432百万円	支払リース料	188百万円	減価償却費相当額	188百万円
1年内	169百万円																										
1年超	294百万円																										
合計	464百万円																										
支払リース料	87百万円																										
減価償却費相当額	87百万円																										
1年内	177百万円																										
1年超	255百万円																										
合計	432百万円																										
支払リース料	188百万円																										
減価償却費相当額	188百万円																										
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料				2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料																							
1年内			521,260百万円	1年内				533,020百万円																			
1年超			26,573,197百万円	1年超				26,031,613百万円																			
合計			27,094,458百万円	合計				26,564,633百万円																			

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	<p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成18年3月31日)			当連結会計年度(平成19年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	74,994	74,996	1	35,097	35,099	1
	(2) 社債 (3) その他						
	小計	74,994	74,996	1	35,097	35,099	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等				7,349	7,347	1
	(2) 社債 (3) その他				1,999	1,999	0
	小計				9,348	9,347	1
	合計	74,994	74,996	1	44,446	44,446	0

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式		76
非連結子会社及び関連会社株式	10,531	11,819

3 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度(平成18年3月31日)				当連結会計年度(平成19年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1 債券								
(1) 国債・地方債等	75,000				42,300	150		
(2) 社債								
(3) その他					2,000			
合計	75,000				44,300	150		

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成19年3月31日) (百万円)
イ．退職給付債務	76,027	89,021
ロ．年金資産	24,324	33,344
ハ．未積立退職給付債務(イ + ロ)	51,703	55,677
ニ．未認識数理計算上の差異	2,323	1,652
ホ．未認識過去勤務債務(債務の減額)		351
ヘ．連結貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ)	54,026	57,681
ト．前払年金費用		
チ．退職給付引当金(ヘ - ト)	54,026	57,681

(注)一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)
イ．勤務費用(注)	1,233	2,806
ロ．利息費用	746	1,641
ハ．期待運用収益	54	1,707
ニ．数理計算上の差異の費用処理額		154
ホ．その他	0	
ヘ．退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,926	2,586

(注) 1．厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2．簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、イ．勤務費用に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
イ．割引率	2.0%	2.0～2.5%
ロ．期待運用収益率	0.5%	2.5～6.0%
ハ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	主として期間定額基準
ニ．過去勤務債務の額の処理年数		10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	15年 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	10～15年 (発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による、主として定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">251百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">658百万円</td></tr> <tr><td>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金</td><td style="text-align: right;">313百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">917百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">21,832百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金</td><td style="text-align: right;">2,964百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">262百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">27,200百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">26,680百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">520百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金	251百万円	賞与引当金	658百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	313百万円	未払事業税	917百万円	退職給付引当金	21,832百万円	ETCマイレージサービス引当金	2,964百万円	その他	262百万円	繰延税金資産小計	27,200百万円	評価性引当額	26,680百万円	繰延税金資産合計	520百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">283百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">866百万円</td></tr> <tr><td>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金</td><td style="text-align: right;">264百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">23,245百万円</td></tr> <tr><td>ETCマイレージサービス引当金</td><td style="text-align: right;">3,768百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">787百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">29,215百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">27,464百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">1,751百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収還付事業税等</td><td style="text-align: right;">90百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">96百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">1,654百万円</td></tr> </table> <p>(注)当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">757百万円</td></tr> <tr><td>固定資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">901百万円</td></tr> <tr><td>流動負債 - 繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金	283百万円	賞与引当金	866百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	264百万円	退職給付引当金	23,245百万円	ETCマイレージサービス引当金	3,768百万円	その他	787百万円	繰延税金資産小計	29,215百万円	評価性引当額	27,464百万円	繰延税金資産合計	1,751百万円	未収還付事業税等	90百万円	その他	6百万円	繰延税金負債合計	96百万円	繰延税金資産の純額	1,654百万円	流動資産 - 繰延税金資産	757百万円	固定資産 - 繰延税金資産	901百万円	流動負債 - 繰延税金負債		固定負債 - 繰延税金負債	4百万円
貸倒引当金	251百万円																																																						
賞与引当金	658百万円																																																						
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	313百万円																																																						
未払事業税	917百万円																																																						
退職給付引当金	21,832百万円																																																						
ETCマイレージサービス引当金	2,964百万円																																																						
その他	262百万円																																																						
繰延税金資産小計	27,200百万円																																																						
評価性引当額	26,680百万円																																																						
繰延税金資産合計	520百万円																																																						
貸倒引当金	283百万円																																																						
賞与引当金	866百万円																																																						
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	264百万円																																																						
退職給付引当金	23,245百万円																																																						
ETCマイレージサービス引当金	3,768百万円																																																						
その他	787百万円																																																						
繰延税金資産小計	29,215百万円																																																						
評価性引当額	27,464百万円																																																						
繰延税金資産合計	1,751百万円																																																						
未収還付事業税等	90百万円																																																						
その他	6百万円																																																						
繰延税金負債合計	96百万円																																																						
繰延税金資産の純額	1,654百万円																																																						
流動資産 - 繰延税金資産	757百万円																																																						
固定資産 - 繰延税金資産	901百万円																																																						
流動負債 - 繰延税金負債																																																							
固定負債 - 繰延税金負債	4百万円																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">18.4%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.9%</td></tr> <tr><td>持分法による投資利益</td><td style="text-align: right;">1.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">57.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額	18.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	持分法による投資利益	1.8%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.9%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>																																								
法定実効税率	40.4%																																																						
(調整)																																																							
評価性引当額	18.4%																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%																																																						
持分法による投資利益	1.8%																																																						
その他	0.0%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.9%																																																						

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	354,889	79,558	2,232	272	436,953		436,953
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高							
計	354,889	79,558	2,232	272	436,953		436,953
営業費用	341,157	79,472	948	239	421,819		421,819
営業利益	13,732	85	1,283	33	15,134		15,134
資産、減価償却費及び 資本的支出							
資産	363,223	40,294	79,789	1,897	485,205	172,581	657,787
減価償却費	5,533	13	274	20	5,842	724	6,566
資本的支出	15,692	0	30		15,723	2,061	17,784

- (注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

3. 前連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、172,586百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現金及び預金並びに有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	777,865	62,288	25,574	1,019	866,748		866,748
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	150		11		161	(161)	
計	778,015	62,288	25,586	1,019	866,910	(161)	866,748
営業費用	768,932	63,290	19,424	981	852,628	(161)	852,467
営業利益(又は営業損失)	9,083	1,001	6,162	37	14,281	(0)	14,281
資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出							
資産	451,656	18,232	99,840	2,171	571,901	121,305	693,207
減価償却費	12,707	26	1,742	69	14,547	1,577	16,125
減損損失			485		485		485
資本的支出	9,400	0	14,164	103	23,670	963	24,634

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は 121,312百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金(現金及び預金並びに有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区		国土交通 行政	(被所有) 直接 99.9%	転籍2名	道路の新 設等の受 託等	受託事業収入 等	73,833	未収入金	820
								資産譲渡高	25	未収入金	25
								受託業務前受 金の受入	34,057	受託業務 前受金	28,894
									未収入金	19,515	

(注) 1. 取引金額には受託業務前受金の受入を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法 人日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	東京都 港区	4,463,874	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	なし	道路資産 の借受	道路資産借 料の支払 (注1)	223,100	高速道路 事業営業 未払金	42,210
								道路資産 完成高及 び債務の 引渡	19,699	高速道路 事業営業 未収入金	134
								債務の引渡 (注2)	20,550		
								借入金の 連帯債務 (注3)	11,771,503		
								当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	70,063		
災害復旧 に要する 費用に充 てる資金 の借入 (注5)	12,379	短期借入 金	19,652								
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社	中日本高速 道路㈱	愛知県 名古屋 市中区	65,000	高速道路 の新設、 改築、維 持、修繕 その他の 管理等	なし	なし	借入金の 連帯債務	債務保証 (注3)	58,038		
								当社借入に 対する債務 被保証(注 4)	70,063		
								中日本高 速道路㈱ との通行 料金等の 精算	9,038	高速道路 事業営業 未払金	8,853
								料金収入等 の精算に よる収入	15,822	未収入金	397
								民営化に 伴うETC 前受金の 精算		高速道路 事業営業 未収入金	11,171

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	51,522		
								当社借入に対する債務被保証(注4)	70,063		

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構機構法第12条第1項第5号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には料金収入等の精算による支出及び収入を除き消費税等が含まれておらず、期末残高には短期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区		国土交通行政	(被所有)直接99.9%	転籍2名	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入	38,822	受託業務前受金	12,009

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。
2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	526,849	高速道路事業営業未払金	46,124
							道路資産の引渡に伴う債務の引渡	債務の引渡及び債務保証(注1)	50,249		
							借入金の連帯債務	債務保証(注2)	10,094,827		
								債務保証(注3)	20,550		
								当社借入に対する債務被保証(注4)	55,076		
災害復旧に要する費用に充てる資金の借入	債務の引渡	19,652									
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路㈱	愛知県名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注2)	49,623		
								当社借入に対する債務被保証(注4)	55,076		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	大阪府大阪市北区	47,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注4)	55,076		

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務のうち、7,600百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と、42,649百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前連結会計年度までに引き渡した額について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	SA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	当社子会社であるネクセリア東日本㈱は、当社グループの事業展開等を踏まえ、平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業を譲り受けました。
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社のネクセリア東日本㈱による事業譲受
結合後企業の名称	ネクセリア東日本㈱
取得した議決権比率	

2 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3 取得した事業の取得原価及びその内訳

(1)取得した事業の取得原価

2,402百万円

引き受けた負債の金額が受け入れた資産の金額を上回っているため、上記の金額はネクセリア東日本㈱が支払いを受けた金額であります。

(2)取得原価の内訳

全て現金であります。

4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1)資産の額 4,829百万円

(主な内訳)

銀行預金 3,980百万円

(2)負債の額 7,232百万円

(主な内訳)

建設協力預り金及び預り保証金 5,309百万円

退職給付引当金 1,923百万円

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,065.45円	1株当たり純資産額	1,219.56円
1株当たり当期純利益金額	64.69円	1株当たり当期純利益金額	94.17円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益(百万円)	6,792	9,887
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,792	9,887
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)		128,333
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		278
(うち少数株主持分)		(278)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)		128,054
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数(千株)		105,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)															
<p>1 事業の譲受</p> <p>連結子会社であるネクセリア東日本㈱は、当社グループの事業展開等を踏まえ、平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業を譲り受けました。</p> <p>(1) 譲り受けた相手方の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">商号</th> <th style="text-align: center;">財団法人道路サービス機構</th> <th style="text-align: center;">財団法人ハイウェイ交流センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本社所在地</td> <td style="text-align: center;">東京都文京区</td> <td style="text-align: center;">東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設立年月日</td> <td style="text-align: center;">昭和40年5月27日</td> <td style="text-align: center;">平成10年7月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者 (理事長)</td> <td style="text-align: center;">久保 博資</td> <td style="text-align: center;">山下 宣博</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本財産</td> <td style="text-align: center;">15億円</td> <td style="text-align: center;">15億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 譲り受けた事業内容</p> <p>SA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業</p> <p>(3) 譲り受けた資産・負債の額</p> <p>資産価額 4,829百万円 (主な項目：銀行預金 3,980百万円)</p> <p>負債価額 7,232百万円 (主な項目：建設協力預り金及び預り保証金 5,309百万円、退職給付引当金 1,923百万円)</p> <p>(4) その他</p> <p>負債価額から、資産価額を差し引いた2,402百万円については、財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターが、平成17年12月22日にネクセリア東日本㈱と締結した事業譲渡細目協定に基づき、譲渡日から平成21年3月末日まで据え置き、その後10年間にわたり、ネクセリア東日本㈱に支払うこととなっております。</p> <p>なお、本事業の譲受に関し、当社は平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから建物等を譲り受けております。</p>		商号	財団法人道路サービス機構	財団法人ハイウェイ交流センター	本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区	設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日	代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博	基本財産	15億円	15億円
商号	財団法人道路サービス機構	財団法人ハイウェイ交流センター														
本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区														
設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日														
代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博														
基本財産	15億円	15億円														

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
2 子会社の設立				
<p>当社が行う業務の根幹をなす維持管理業務の中でも、管理瑕疵、企業信用に直結する高速道路の料金收受業務・保全点検業務について、当社本体の一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施し、連結企業価値の最大化を図ることを目的として、平成18年6月12日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の6社を平成18年6月20日に設立いたしました。</p>				
(1) 保全点検子会社				
商号	㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道	㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北	㈱ネクスコ・エンジニアリング 関東	㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日
所在地	札幌市厚別区大谷地西五丁目12番30号	仙台市若林区荒井字川田58番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地	新潟市山田2310番地1
代表者	代表取締役社長 窪寺 克次 (当社北海道支社長兼任)	代表取締役社長 熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	代表取締役社長 佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)	代表取締役社長 松田 博之 (当社新潟支社長兼任)
資本金	40百万円	40百万円	40百万円	40百万円
発行済株式数	800株	800株	800株	800株
株主構成	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%
(2) 料金収受子会社				
商号	㈱ネクスコ・ツール 東北	㈱ネクスコ・ツール 関東		
事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務		
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日		
所在地	仙台市青葉区郷六字庄子39番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地		
代表者	代表取締役社長 熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	代表取締役社長 佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)		
資本金	10百万円	10百万円		
発行済株式数	200株	200株		
株主構成	当社100%	当社100%		

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当連結会計年度において6,293百万円(機械及び装置6,490百万円、工具、器具及び備品 3,230百万円、その他有形固定資産428百万円、流動負債その他 他2,605百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させております。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当連結会計年度の特別利益に計上しております。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路(株)	政府保証第1回 東日本高速道路債券	平成17年 11月25日	40,000	39,952	1.60	有	平成27年 11月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第2回 東日本高速道路債券	平成17年 12月21日	20,000	19,984	1.50	有	平成27年 12月21日
東日本高速道路(株)	政府保証第3回 東日本高速道路債券	平成18年 5月23日		30,000	2.00	有	平成28年 5月23日
東日本高速道路(株)	政府保証第4回 東日本高速道路債券	平成18年 6月27日		19,853	1.90	有	平成28年 6月27日
東日本高速道路(株)	政府保証第5回 東日本高速道路債券	平成18年 8月25日		19,925	2.00	有	平成28年 8月25日
東日本高速道路(株)	政府保証第6回 東日本高速道路債券	平成18年 11月24日		9,942	1.80	有	平成28年 11月24日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式 会社第1回社債	平成19年 3月12日		25,000	1.13	有	平成22年 6月18日
合計			60,000	164,657			

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
			25,000	

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	19,652	284	2.20	
1年以内に返済予定の長期借入金	7,383	9,199	1.77	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	190,779	167,922	1.58	平成20年4月～ 平成45年2月
その他の有利子負債 建設協力預り金(1年以内)		349	0.44	
その他の有利子負債 建設協力預り金(1年超)		609	0.42	平成20年4月～ 平成28年9月
合計	217,815	178,364		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 当期首の短期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号に基づく無利息の借入金であり、当期中に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施しております。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、120,451百万円は道路建設関係長期借入金であり、そのうち81,401百万円は政府借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は50,249百万円であります。
5. 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	13,755	44,988	58,763	38,011
その他の有利子負債 建設協力預り金	290	154	101	52

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		66,401		44,219	
2 高速道路事業営業未収入金		44,375		47,997	
3 未収入金		30,463		11,896	
4 有価証券		74,994		43,996	
5 仕掛道路資産		191,869		277,109	
6 商品				5	
7 原材料		607		609	
8 貯蔵品		1,605		1,135	
9 受託業務前払金		16,866		15,478	
10 前払金		771		388	
11 前払費用		119		147	
12 繰延税金資産		520		520	
13 その他の流動資産		5,681		6,681	
貸倒引当金		75		55	
流動資産合計		434,200	66.1	450,129	66.4
固定資産					
A 高速道路事業固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		1,147		1,287	
減価償却累計額		33	1,113	110	1,177
(2) 構築物		25,766		26,841	
減価償却累計額		414	25,351	1,229	25,611
(3) 機械及び装置		57,013		66,833	
減価償却累計額		2,867	54,146	10,233	56,600
(4) 車両運搬具		8,193		9,522	
減価償却累計額		1,323	6,870	4,163	5,359
(5) 工具、器具及び備品		7,025		4,760	
減価償却累計額		767	6,258	1,656	3,103
(6) 土地			0		0
(7) 建設仮勘定			816		1,773
有形固定資産合計		94,557	14.4	93,626	13.8
2 無形固定資産		1,316	0.2	1,892	0.3
高速道路事業固定資産合計		95,873	14.6	95,518	14.1

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
B 関連事業固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		2,242		13,969		
減価償却累計額		55	2,186	1,036	12,933	
(2) 構築物		3,653		4,591		
減価償却累計額		213	3,439	758	3,832	
(3) 機械及び装置		700		887		
減価償却累計額		36	664	251	635	
(4) 車両運搬具		10		8		
減価償却累計額		1	8	5	3	
(5) 工具、器具及び備品		7		83		
減価償却累計額		0	6	15	67	
(6) 土地			74,922		73,258	
(7) 建設仮勘定			431		591	
有形固定資産合計			81,658	12.4	91,323	13.5
2 無形固定資産			0	0.0	90	0.0
関連事業固定資産合計			81,659	12.4	91,413	13.5
C 各事業共用固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		8,529		8,521		
減価償却累計額		310	8,219	921	7,600	
(2) 構築物		775		727		
減価償却累計額		56	718	167	560	
(3) 機械及び装置		513		310		
減価償却累計額		56	457	50	260	
(4) 車両運搬具		200		160		
減価償却累計額		34	165	81	79	
(5) 工具、器具及び備品		778		717		
減価償却累計額		78	699	187	529	
(6) 土地			14,603		12,883	
(7) 建設仮勘定			474		1	
有形固定資産合計			25,339	3.8	21,915	3.3
2 無形固定資産			2,477	0.4	2,371	0.3
各事業共用固定資産合計			27,817	4.2	24,286	3.6

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
D その他の固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 土地		465		180	
有形固定資産合計		465	0.1	180	0.0
その他の固定資産合計		465	0.1	180	0.0
E 投資その他の資産					
1 関係会社株式		9,913		10,819	
2 長期貸付金		97		87	
3 長期前払費用		5,164		3,646	
4 その他の投資等		2,501		2,528	
貸倒引当金		811		829	
投資その他の資産合計		16,865	2.6	16,252	2.4
固定資産合計		222,681	33.9	227,652	33.6
繰延資産					
1 道路建設関係社債発行費		129		348	
2 道路建設関係社債発行差金		72			
繰延資産合計		201	0.0	348	0.0
資産合計	2	657,083	100.0	678,129	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1	3	87,520		95,197	
2		19,652			
3		7,383		9,199	
4	3	33,332		17,354	
5		1,116		1,029	
6		10,399		32	
7		3,268		903	
8		336		349	
9		33,233		15,363	
10		32,604		11,298	
11		3		0	
12		1,628		1,712	
13		775		654	
14		121		77	
15		44		6	
流動負債合計		231,422	35.2	153,180	22.6
固定負債					
1	2	60,000		164,657	
2		135,700		120,451	
3		55,079		47,471	
4		2,300		3,324	
5		54,026		54,424	
6		7,335		9,323	
7				16	
8				266	
固定負債合計		314,442	47.9	399,934	59.0
負債合計		545,864	83.1	553,115	81.6
(資本の部)					
資本金					
資本剰余金					
1	1	52,500	8.0		
資本剰余金合計		52,500	8.0		
利益剰余金					
1		6,218			
利益剰余金合計		6,218	0.9		
資本合計		111,218	16.9		
負債資本合計		657,083	100.0		

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金				52,500	7.7
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金				52,500	
(2) その他資本剰余金				6,293	
資本剰余金合計				58,793	8.7
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
別途積立金				5,585	
繰越利益剰余金				8,135	
利益剰余金合計				13,720	2.0
株主資本合計				125,014	18.4
評価・換算差額等					
新株予約権					
純資産合計				125,014	18.4
負債純資産合計				678,129	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%) (注)	金額(百万円)	百分比 (%) (注)
高速道路事業営業損益					
1 営業収益					
(1) 料金収入		334,916		708,948	
(2) 道路資産完成高		19,699		68,112	
(3) その他の売上高		274	354,889	452	777,513
2 営業費用	1				
(1) 道路資産賃借料		223,100		526,849	
(2) 道路資産完成原価		19,699		68,112	
(3) 管理費用		98,358	341,157	173,446	768,408
高速道路事業営業利益			13,732		9,105
3.1					
関連事業営業損益					
1 営業収益					
(1) 受託事業営業収益		79,558		62,288	
(2) 道路休憩所事業営業収益		2,232		10,830	
(3) その他の事業営業収益		272	82,063	1,019	74,138
18.8					
2 営業費用	1				
(1) 受託事業営業費		79,472		63,298	
(2) 道路休憩所事業営業費		895		6,545	
(3) その他の事業営業費		239	80,608	981	70,826
18.5					
関連事業営業利益			1,455		3,312
0.3					
全事業営業利益			15,187		12,418
3.4					
営業外収益					
1 受取利息		5		117	
2 有価証券利息		0		78	
3 土地物件貸付料		269		490	
4 原因者負担収入		751		1,177	
5 雑収入		687	1,713	937	2,800
0.4					

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		百分比 (%) (注)	百分比 (%) (注)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)		
営業外費用							
1 支払利息		568			1,145		
2 貯蔵品処分損					291		
3 雑損失		854	1,423	0.3	279	1,716	0.2
経常利益			15,478	3.5		13,502	1.6
特別利益							
1 固定資産売却益	2				401		
2 固定資産評価額調整益	3				67	469	0.1
特別損失							
1 固定資産除却損	4				63		
2 減損損失	5				485		
3 偽造ハイウェイカード損失					341	890	0.1
税引前当期純利益			15,478	3.5		13,081	1.6
法人税、住民税及び事業税		9,780			5,580		
法人税等調整額		440	9,340	2.1		5,580	0.7
当期純利益			6,138	1.4		7,501	0.9
民営化に伴う税効果調整額			80	0.0			
当期末処分利益			6,218	1.4			

(注) 百分比は、全事業営業収益(前事業年度436,953百万円、当事業年度851,652百万円)を100とする比率であります。

営業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			223,100		526,849
2 道路資産完成原価			19,699		68,112
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		39,434		66,761	
(2) 管理業務費		29,148		54,039	
(3) 一般管理費		29,775		52,645	
計			98,358		173,446
高速道路事業営業費用合計			341,157		768,408
関連事業営業費用					
1 受託事業営業費					
(1) 受託事業費		78,114		61,971	
(2) 一般管理費		1,358		1,326	
計			79,472		63,298
2 道路休憩所事業営業費					
(1) 道路休憩所事業管理費		612		6,188	
(2) 一般管理費		283		357	
計			895		6,545
3 その他の事業営業費					
(1) その他の事業費		131		610	
(2) 一般管理費		108		370	
計			239		981
関連事業営業費用合計			80,608		70,826
全事業営業費用合計			421,765		839,234

(2) 科目明細書

道路資産完成原価

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	32	0.0
労務費		2,000	2.6
経費		71,467	91.3
一般管理費		3,456	4.4
金利等		1,365	1.7
当期総製造費用		78,321	100.0
期首仕掛道路資産		133,247	
合計		211,569	
期末仕掛道路資産		191,869	
道路資産完成原価		19,699	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)
外注費	61,701
土地代	3,359

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

維持修繕費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	238	0.6
労務費		1,156	2.9
経費		38,039	96.5
維持修繕費		39,434	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)
維持補修費	24,539
業務委託費	5,693

管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	1	0.0
労務費		2,927	10.0
経費		26,219	90.0
管理業務費		29,148	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)
業務委託費	16,671
減価償却費	5,711

高速道路事業原価明細書

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		
営業費用				
1 道路資産賃借料				526,849
2 道路資産完成原価				
用地費				
土地代		1,561		
労務費		9		
外注費		3		
経費		36		
金利等		0		
一般管理費人件費		5		
一般管理費経費		20	1,637	
建設費				
材料費		213		
労務費		1,254		
外注費		60,668		
経費		272		
金利等		545		
一般管理費人件費		689		
一般管理費経費		452	64,097	
除却工事費用その他				
労務費		52		
外注費		2,305		
経費		3		
金利等		3		
一般管理費人件費		8		
一般管理費経費		4	2,377	68,112

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		
3 管理費用				
維持修繕費				
人件費		4,945		
経費		61,816	66,761	
管理業務費				
人件費		2,134		
経費		51,905	54,039	
一般管理費				
人件費		9,458		
経費		43,187	52,645	173,446
営業外費用				
支払利息			716	
雑損失			517	1,234
特別損失				
その他特別損失			341	341
高速道路事業営業費用等合計				769,984
法人税、住民税及び事業税			4,109	4,109
高速道路事業総費用合計				774,093

(注) 1. 当事業年度から、財務諸表等規則第78条第2項第7号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1			28	0.1
労務費		578	2.2	948	1.8
経費		25,919	97.8	50,743	98.1
当期総製造費用		26,498	100.0	51,720	100.0
期首受託業務前払金		68,482		16,866	
仕掛道路資産等からの受入高				8,862	
合計		94,981		77,450	
期末受託業務前払金		16,866		15,478	
受託事業費		78,114		61,971	

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
外注費	19,901	外注費	24,108
調査、測量費及び設計費	2,535	調査、測量費及び設計費	16,123

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

道路休憩所事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	0	0.0	2	0.0
労務費		2	0.4	239	3.9
経費		609	99.6	5,946	96.1
道路休憩所事業管理費		612	100.0	6,188	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
租税公課	303	業務委託費	2,231
減価償却費	274	減価償却費	1,689

その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1	1.2	176	28.9
経費		129	98.8	434	71.1
その他の事業費		131	100.0	610	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	61	租税公課	115
租税公課	26	業務委託費	87

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は31,525百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は54,700百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	3,330百万円	給与手当	7,668百万円
賞与引当金繰入額	962百万円	賞与引当金繰入額	648百万円
退職給付費用	772百万円	退職給付費用	972百万円
減価償却費	331百万円	減価償却費	705百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	524百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額	929百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	7,335百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	9,323百万円
利用促進費	14,182百万円	利用促進費	27,232百万円

【利益処分計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年6月29日)	
		金額(百万円)	
当期未処分利益			6,218
利益処分額			
1 任意積立金			
(1) 別途積立金		5,585	5,585
次期繰越利益			633

(注) 日付は、株主総会承認日であります。

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500		52,500		6,218	6,218	111,218
事業年度中の変動額								
固定資産評価額等の調整 (注1)			6,293	6,293				6,293
別途積立金の積立 (注2)					5,585	5,585		
当期純利益						7,501	7,501	7,501
事業年度中の変動額合計 (百万円)			6,293	6,293	5,585	1,916	7,501	13,795
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	8,135	13,720	125,014

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)			111,218
事業年度中の変動額			
固定資産評価額等の 調整(注1)			6,293
別途積立金の積立 (注2)			
当期純利益			7,501
事業年度中の変動額合計 (百万円)			13,795
平成19年3月31日残高 (百万円)			125,014

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。
2. 平成18年6月の株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) 満期保有目的の債券 同左</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入してしております。 (2) 原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法によっております。</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 同左 (2) 商品・原材料・貯蔵品 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年 なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。 (2) 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数値計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 当事業年度よりカード事業を開始したことに伴い、カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。</p>
<p>6 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p>	<p>6 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p>
<p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>7 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は125,014百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等) 当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>1 会社が発行する株式 普通株式 420,000,000株 発行済株式総数 普通株式 105,000,000株</p>	1
<p>2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債60,000百万円の担保に供しております。</p>	<p>2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債165,000百万円(額面)の担保に供しております。</p>
<p>3 関係会社に対する負債 高速道路事業営業未払金 8,065百万円 未払金 1,172百万円</p>	<p>3 関係会社に対する負債 高速道路事業営業未払金 9,524百万円 未払金 1,114百万円</p>
<p>4 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 11,771,503百万円 中日本高速道路(株) 58,038百万円 西日本高速道路(株) 51,522百万円 計 11,881,064百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 20,550百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が20,550百万円減少しております。</p>	<p>4 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 10,094,827百万円 中日本高速道路(株) 49,623百万円 西日本高速道路(株) 862百万円 計 10,145,312百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
	<p>日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,950百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係長期借入金が50,249百万円減少しております。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
1 研究開発費の総額は、570百万円であります。	1 研究開発費の総額は、842百万円であります。																												
	2 固定資産売却益 土地他 401百万円																												
	3 固定資産評価額調整益 67百万円 当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。																												
	4 固定資産除却損 建物他 63百万円																												
	5 減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド、RDFプラント(建物286百万円、構築物20百万円、機械及び装置138百万円)及び焼却場については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(485百万円)として計上しております。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県平川市 (東北自動車道 津軽サービスエ リア(上り線))</td> <td>ガソリン スタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>新潟県妙高市 (上信越自動車 道妙高サービス エリア(下り 線))</td> <td>ガソリン スタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>秋田県大仙市 (秋田自動車道 西仙北サービス エリア)</td> <td>ガソリン スタンド</td> <td>建物 構築物</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>群馬県渋川市 (関越自動車道 赤城IC内)</td> <td>R D F プラント</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>埼玉県加須市 (東北自動車道 加須IC隣接)</td> <td>焼却場</td> <td>建物 機械及び装置</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	青森県平川市 (東北自動車道 津軽サービスエ リア(上り線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	7	新潟県妙高市 (上信越自動車 道妙高サービス エリア(下り 線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	9	秋田県大仙市 (秋田自動車道 西仙北サービス エリア)	ガソリン スタンド	建物 構築物	12	群馬県渋川市 (関越自動車道 赤城IC内)	R D F プラント	建物 構築物 機械及び装置	444	埼玉県加須市 (東北自動車道 加須IC隣接)	焼却場	建物 機械及び装置	10	合計			485
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																										
青森県平川市 (東北自動車道 津軽サービスエ リア(上り線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	7																										
新潟県妙高市 (上信越自動車 道妙高サービス エリア(下り 線))	ガソリン スタンド	建物 構築物 機械及び装置	9																										
秋田県大仙市 (秋田自動車道 西仙北サービス エリア)	ガソリン スタンド	建物 構築物	12																										
群馬県渋川市 (関越自動車道 赤城IC内)	R D F プラント	建物 構築物 機械及び装置	444																										
埼玉県加須市 (東北自動車道 加須IC隣接)	焼却場	建物 機械及び装置	10																										
合計			485																										

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路事業 固定資産</td> <td style="text-align: center;">341</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">293</td> </tr> <tr> <td>各事業共用 固定資産</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">171</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">552</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">464</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	高速道路事業 固定資産	341	48	293	各事業共用 固定資産	210	38	171	合計	552	87	464	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速道路事業 固定資産</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td style="text-align: center;">124</td> <td style="text-align: center;">204</td> </tr> <tr> <td>各事業共用 固定資産</td> <td style="text-align: center;">208</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">105</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">537</td> <td style="text-align: center;">226</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	高速道路事業 固定資産	328	124	204	各事業共用 固定資産	208	102	105	合計	537	226	310
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																														
高速道路事業 固定資産	341	48	293																														
各事業共用 固定資産	210	38	171																														
合計	552	87	464																														
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																														
高速道路事業 固定資産	328	124	204																														
各事業共用 固定資産	208	102	105																														
合計	537	226	310																														
未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料期末残高相当額 1年内 169百万円 1年超 294百万円 合計 464百万円	未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料期末残高相当額 1年内 137百万円 1年超 172百万円 合計 310百万円																																
未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 87百万円 減価償却費相当額 87百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 174百万円 減価償却費相当額 174百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左																																
2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年内 521,260百万円 1年超 26,573,197百万円 合計 27,094,458百万円	2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 1年内 533,020百万円 1年超 26,031,613百万円 合計 26,564,633百万円																																
(注) 1 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。	(注) 1 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。																																
2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。	2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。																																

(有価証券関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)及び前事業年度(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 251百万円	貸倒引当金 283百万円
賞与引当金 658百万円	賞与引当金 692百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 313百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 264百万円
未払事業税 917百万円	退職給付引当金 21,998百万円
退職給付引当金 21,832百万円	ETCマイレージサービス引当金 3,768百万円
ETCマイレージサービス引当金 2,964百万円	その他 563百万円
その他 262百万円	繰延税金資産小計 27,569百万円
繰延税金資産小計 27,200百万円	評価性引当額 26,959百万円
評価性引当額 26,680百万円	繰延税金資産合計 610百万円
繰延税金資産合計 520百万円	
	繰延税金負債
	未収還付事業税等 90百万円
	繰延税金負債合計 90百万円
	繰延税金資産の純額 520百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4%	法定実効税率 40.4%
(調整)	(調整)
評価性引当額 19.2%	評価性引当額 2.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.9%	その他 0.2%
その他 0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 60.3%	

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,059.22円	1株当たり純資産額	1,190.61円
1株当たり当期純利益金額	58.46円	1株当たり当期純利益金額	71.45円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益(百万円)	6,138	7,501
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,138	7,501
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
	(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)		125,014
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)		125,014
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)		105,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
<p>(子会社の設立)</p> <p>当社が行う業務の根幹をなす維持管理業務の中でも、管理瑕疵、企業信用に直結する高速道路の料金收受業務・保全点検業務について、当社本体の一部門として、戦略を共有しながら一体的に実施し、連結企業価値の最大化を図ることを目的として、平成18年6月12日の取締役会において、子会社を設立することを決議し、以下の6社を平成18年6月20日に設立いたしました。</p>				
(1) 保全点検子会社				
商号	㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道	㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北	㈱ネクスコ・エンジニアリング 関東	㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟
事業内容	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務	当社が管理する高速道路の保全点検業務
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日	平成18年6月20日
所在地	札幌市厚別区大谷地西五丁目12番30号	仙台市若林区荒井字川田58番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地	新潟市山田2310番地1
代表者	代表取締役社長 窪寺 克次 (当社北海道支社長兼任)	代表取締役社長 熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	代表取締役社長 佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)	代表取締役社長 松田 博之 (当社新潟支社長兼任)
資本金	40百万円	40百万円	40百万円	40百万円
発行済株式数	800株	800株	800株	800株
株主構成	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%
(2) 料金收受子会社				
商号	㈱ネクスコ・ツール 東北	㈱ネクスコ・ツール 関東		
事業内容	当社が管理する高速道路の料金收受業務	当社が管理する高速道路の料金收受業務		
設立年月日	平成18年6月20日	平成18年6月20日		
所在地	仙台市青葉区郷六字庄字39番地1	さいたま市岩槻区大字加倉260番地		
代表者	代表取締役社長 熊谷 和夫 (当社東北支社長兼任)	代表取締役社長 佐伯 博三 (当社関東支社長兼任)		
資本金	10百万円	10百万円		
発行済株式数	200株	200株		
株主構成	当社100%	当社100%		

(追加情報)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団から承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において6,293百万円(高速道路事業固定資産機械及び装置6,672百万円、高速道路事業固定資産その他 2,473百万円、流動負債その他 他2,094百万円)調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当事業年度の特別利益に計上しております。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	政府短期証券 第424回	5,000
		政府短期証券 第425回	5,000
		政府短期証券 第424回	10,000
		政府短期証券 第424回	10,000
		政府短期証券 第424回	10,000
		政府短期証券 第425回	2,000
		コマーシャルペーパー(1銘柄)	2,000
計		44,000	43,996

【有形固定資産等明細表】

区分		資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末 簿価 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,147	140		1,287	110	74	1,177
		構築物	25,766	1,087	13	26,841	1,229	825	25,611
		機械及び装置	57,013	11,487	1,667	66,833	10,233	7,378	56,600
		車両運搬具	8,193	1,751	422	9,522	4,163	2,871	5,359
		工具、器具及び備品	7,025	741	3,007	4,760	1,656	1,138	3,103
		土地	0	0	0	0			0
		建設仮勘定	816	9,580	8,622	1,773			1,773
		計	99,963	24,789	13,733	111,020	17,394	12,288	93,626
	無形固定資産	1,443	940	0	2,383	491	361	1,892	
合計	101,407	25,729	13,733	113,404	17,885	12,649	95,518		
関連事業	有形固定資産	建物	2,242	12,301	574 <312>	13,969	1,036	985	12,933
		構築物	3,653	998	60 <32>	4,591	758	528	3,832
		機械及び装置	700	327	140 <140>	887	251	215	635
		車両運搬具	10		1	8	5	3	3
		工具、器具及び備品	7	75		83	15	15	67
		土地	74,922		1,663	73,258			73,258
		建設仮勘定	431	910	749	591			591
		計	81,967	14,613	3,190 <485>	93,390	2,067	1,748	91,323
	無形固定資産	0	98	0	98	8	8	90	
合計	81,967	14,712	3,190 <485>	93,489	2,075	1,756	91,413		
各事業共用	有形固定資産	建物	8,529	596	604	8,521	921	658	7,600
		構築物	775	18	65	727	167	115	560
		機械及び装置	513		203	310	50	34	260
		車両運搬具	200	1	40	160	81	54	79
		工具、器具及び備品	778	138	199	717	187	131	529
		土地	14,603	1	1,720	12,883			12,883
		建設仮勘定	474	932	1,405	1			1
		計	25,875	1,688	4,240	23,323	1,408	(622) 995	(13,711) 21,915
	無形固定資産	2,665	698	226	(1,946) 3,138	766	581	2,371	
合計	28,541	2,386	4,467	26,461	2,174	1,577	24,286		
その 他 の 資 産	有 形 固 定 資 産	土地	465	31	316	180		180	
	計	465	31	316	180		() () 180		
投資 その 他 の 資 産	長期前払費用	5,196	2,213	2,997	4,412	766	716	3,646	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	194	303		497	149	84	348	
	道路建設関係 社債発行差金	80		80					
	繰延資産計	274	303	80	497	149	84	348	

- (注) 1. () 内は、高速道路事業配賦分を表示しております。
2. 配賦基準は勤務時間比によっております。
3. < > 内は、減損損失を表示しております。
4. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所及び宿舍等であります。

- 5 . 高速道路事業有形固定資産(機械及び装置並びに建設仮勘定)の当期増加額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の取得等によるものです。
- 6 . 関連事業有形固定資産(建物)の当期増加額の主なものは、サービスエリア・パーキングエリア建物の取得等によるものです。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	887	128	92	37	885
賞与引当金	1,628	1,712	1,628		1,712
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	775	929	1,050		654
回数券払戻引当金	121		44		77
ETCマイレージサービス引当金	7,335	9,323	7,335		9,323
カードポイントサービス引当金		16			16

(注) 貸倒引当金のその他の減少額は、回収等による減少であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	2,650
預金	
普通預金	25,568
定期預金	1,000
譲渡性預金	15,000
小計	41,568
合計	44,219

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
西日本高速道路株式会社	6,665
株式会社ジェーシービー	6,388
ユーシーカード株式会社	4,308
三井住友カード株式会社	4,152
トヨタファイナンス株式会社	3,558
その他	22,926
合計	47,997

(2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
44,375	495,597	491,976	47,997	8.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	2,849
ネクセリア東日本株式会社	705
中日本高速道路株式会社	559
西日本高速道路株式会社	437
茨城県土浦土木事務所	149
その他	7,197
合計	11,896

(2) 滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
30,463	143,061	161,629	11,896	6.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 有価証券

43,996百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

5 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	22,935	5,652	5,199	23,388
	労務費	1,506	631	132	2,005
	外注費	2,448	578	257	2,769
	経費	23,287	3,569	1,891	24,966
	金利等	351	909	100	1,161
	一般管理費人件費	277	716	54	940
	一般管理費経費	256	569	51	774
	計	51,063	12,628	7,686	56,005
建設費	材料費	24	414	213	226
	労務費	4,072	2,566	1,338	5,300
	外注費	126,270	134,602	62,868	198,004
	経費	4,806	3,117	600	7,323
	金利等	987	2,928	591	3,324
	一般管理費人件費	1,438	3,050	728	3,760
	一般管理費経費	1,193	2,403	475	3,122
	計	138,794	149,083	66,816	221,061
除却工 事費用	労務費	46	6	52	0
	外注費	1,958	387	2,305	41
	経費	2	0	3	0
	金利等	0	3	3	0
	一般管理費人件費	2	6	8	0
	一般管理費経費	1	3	4	0
	計	2,011	408	2,377	42
合計	191,869	162,120	76,880	277,109	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
高速自動車国道北関東自動車道	91,851
高速自動車国道北海道横断自動車道	52,059
高速自動車国道東関東自動車道	49,310
高速自動車国道常磐自動車道	26,943
高速自動車国道北海道縦貫自動車道	11,933
その他	38,093
合計	270,189

(2) 商品

内訳	金額(百万円)
出版物	5
合計	5

(3) 原材料

内訳	金額(百万円)
緑化資材	525
その他の原材料	83
合計	609

(4) 貯蔵品

内訳	金額(百万円)
発生材	243
その他	891
合計	1,135

固定資産

1 有形固定資産 207,045百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	46,257
安藤建設株式会社・伊藤組土建株式会社JV	1,402
戸田建設株式会社・東急建設株式会社・東鉄工業株式会社JV	1,205
財団法人道路システム高度化推進機構	1,149
株式会社ガイアート・K・東亜道路工業株式会社JV	1,069
その他	44,115
合計	95,197

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社東芝	1,111
りんかい日産建設株式会社・伊藤建設工業株式会社JV	1,022
川崎重工業株式会社・三井造船株式会社JV	812
佐田建設株式会社・株式会社鹿内組JV	646
清水建設株式会社・株式会社銭高組JV	616
その他	13,147
合計	17,354

固定負債

1 道路建設関係社債 164,657百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額(百万円)
財務省	81,401
株式会社みずほコーポレート銀行	5,960
株式会社新生銀行	4,620
株式会社三井住友銀行	3,750
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,750
その他	20,970
合計	120,451

3 その他の長期借入金

借入先	金額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	10,006
農林中央金庫	6,976
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,613
株式会社三井住友銀行	6,575
信金中央金庫	5,074
その他	12,227
合計	47,471

4 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	79,143
未認識数理計算上の差異	1,459
年金資産	26,178
合計	54,424

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類			平成19年2月13日 関東財務局長に提出
(2) 有価証券届出書の訂正届出書			平成19年2月20日 平成19年2月23日 平成19年3月1日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書 及びその添付書類	(事業年度 (第2期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	平成19年6月28日 関東財務局長に提出

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している東日本高速道路株式会社第2回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(以下「本社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1)財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

(注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。

3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋二丁目8番6号 子会社及び関連会社はございません。
役員	機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。 また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができることされており、有価証券届出書提出日(平成19年9月28日)現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成

平成19年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	4,596,574百万円
政府出資金	3,488,539百万円
地方公共団体出資金	1,108,035百万円
資本剰余金	848,903百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	436,152百万円
資本合計	5,881,630百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
 - () 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 尾 仁 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 尾 仁 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 尾 仁 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 尾 仁 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

